

# 巻頭言

## 救命胴衣の重要性

アドバイザリーボード 越 智 元 郎



われわれ水難学会会員は溺水犠牲者を1人でも減らすことを目標に、その手立てについて学び、またその方法を人々に伝えることに力を注いで来た。水中落下からの自己救助および他者による救助をはかる上で、いくつかのキーポイントがあるが、その重要な2つが「背浮き」と「浮き具の確保」である。

「背浮き」は徒手（としゅ）でできる水上での自己救助法であり、何の準備もない転落などの突発的な事故の直後から救助者到着まで、自ら呼吸を維持し生命を保とうとする。ただ、いつ誰に起こるかわからない事故に備えるためには、学童や地域の人々など広い範囲の人々に事前に知識を持ち、水上での身体の扱いを訓練しておいて貰う必要がある。その意味で、平常時の準備に大きな意味がある。また、その知識・技術の普及と訓練が、われわれ水難学会の柱となる活動であることは言うまでもない。

一方で、「浮き具」、特に救命胴衣は水辺で活動する小児や成人が水に落ち込んだ場合にその身体を浮かせ、呼吸を確保するための手段である。これもいつどこで起こるかわからない事故がおこるその前の段階から、準備をする価値がある。この救命胴衣の重要性への関係者の理解と関心の高まりは、各時代で経験されたいいくつかの水の事故がきっかけになつており、その痛ましい教訓を胸に刻む必要がある。

1912年のタイタニック号の遭難では乗員乗客2,800人中、その3/4が犠牲になった。その2年後には「海上における人命の安全のための国際条約（Solas条約）」が結ばれ、すべての乗員が利用することができる数の救命艇を備えるべきことなどが定められた。さらに1929年改正の同条約では、乗員数に見合った救命胴衣、救命浮器、救命いかだ、救命浮環、救命索発射器などを持つべきことが明記された。

時代と場所は変わるが、わが国で2008年4月から、小型漁船に1人で乗船している乗組員にも救命胴衣

が義務づけられたのは、前年におこったクジラ救助中の事故がきっかけであった。宇和島市の漁港で体長約15メートルのクジラが浅瀬に迷い込んでいるのを地元漁師が発見した。宇和島海上保安部が漁師らとクジラの胴体にロープを巻き付け、タグボートで沖に引航しようとしたところ、クジラが暴れだし、近くにいた小型船に体の一部が接触。小型船は転覆し、乗っていた漁師3人が海に投げ出され、うち1人が溺死したものである（救命胴衣の着用なし）。

次の例も愛媛県が舞台である。2012年7月、西条市の幼稚園が企画したお泊り保育が石鎚ふれあいの里で実施された。施設の前を流れる加茂川は石鎚山に源を持ち、下流では勇壮な西条祭りが行われる。その中流で行われた水遊び中に川の水が増水し、数名の子ども達が流され、5歳の男児が1名水死した。浮き輪や救命胴衣などの救命装備なしに催しが行われたことを疑問視した両親により、訴訟が起こされている。その後、両親は地元市役所へ多数の救命胴衣を寄贈するなどの活動を通じて、水の事故防止のために救命胴衣を準備することの重要性を各地で訴え続けている。

なお、被告となった施設側によると、これまでに加茂川中流で行われた各団体の催しで救命胴衣が準備された例はなく、自分たちの準備に著しい不備があるとは考えられなかつたとのこと。これがわが国の実情であると思われるが、今回の不幸な事故をきっかけに、今後水辺の活動における子どもたちの救命胴衣着用が広まるのではないだろうか。

保育現場のみならず学校や家族の行事で水に親しむ機会に、子どもたちやそれを見守る大人が適切なサイズの救命胴衣を着用することが、もしもの悲しい出来事を防止する、強力な手立てとなることを、水難学会会員による各地での催しの中でも強調していただけないだろうか。